

流通経済大学

教職課程

履修の手引き

2019

(入学生用)

流通経済大学教職課程

【教職課程の理念】

流通経済大学では、教職課程において次のような人材を育成するために、学生一人ひとりの資質の向上を図ることを目的とする。

1. 教育現場に即した実践的指導ができる

教育現場に即した実践的指導を実現するために、本学の教員には教員経験者を配置している。また地域の行政とも連携を図り、教職課程履修学生が、地域の小・中学校で学習補助や部活動指導補助が体験できるシステムを整え、教育現場に対応できる「実践力」の育成を行っている。

2. 生徒との信頼関係を築くことができる

生徒との信頼関係を築くためには、「コミュニケーション能力」の育成が不可欠であり、特に「聴く力」のスキルは重要である。本学では「少人数教育」を実現し、教員と学生のコミュニケーションが促進されるように講義・演習等を構成している。そして各種の実習や演習を通して「人間力」の育成を行っている。

3. 分かりやすい授業が展開できる

教師として教科指導力を向上させることは重要な役割の一つである。そのためには、高度な専門的知識が必要になってくる。さらにそれらの知識を背景に「分かりやすい」授業を展開し、生徒に知的好奇心を持たせるスキルの習得も大切である。

本学では、多くの授業場面で模擬授業の機会を増やし、授業展開の工夫やプレゼンテーション能力など「表現・指導力」の育成を行っている。

4. 生徒の命を守ることができる

特に「保健体育」の課程教育では、「生命の尊厳」をスポーツ健康科学部全体の教育理念に掲げ、教育現場での緊急事態への対応や救急救命の処置等が出来る人材の育成を図っている。また同時に生徒とともに「生きる力」を学びあえる「活力」の育成を行っている。

【教職課程設置の趣旨】

本学は、1965年（昭和40年）の開学以来、社会に貢献する多くの人材育成を図ってきた。教職課程はその2年後の1967年（昭和42年）に開設され、これまで、茨城県内を中心に多数の卒業生が、教育現場の第一線で活躍をしている。大学では、建学の精神から、「実学主義」「少人数教育」「リベラルアーツ」の3つを教育の方針として掲げている。

現在、本学で取得可能な教員免許状の種類は、「中学校教諭」と「高等学校教諭」の一種免許状及び専修免許状である。そして教科は、中学校の「社会」「保健体育」をはじめ、高等学校の「地理歴史」「公民」「商業」「情報」「福祉」「保健体育」と多種にわたる。

入学者の中には卒業後の進路として「教師」を強く志望してくる者も少なくない。これらの学生に対し、教職課程を履修させ教員免許を取得させることだけでなく、本学教職課程の教育理念を体現しながら、「教師」としての資質の向上を図り、高度な職業人として社会に送り出すことが本課程の役割の一つである。

さらに本学の教育方針の一つでもある「少人数教育」を実現すべく、教職課程も「龍ヶ崎キャンパス」と「新松戸キャンパス」の両キャンパスで取得可能であることは勿論、受講者を「少人数」にクラス分けし、教師と学生とのコミュニケーションを促進する体制を整えている。

また、課外講座には「教員採用試験対策講座」を設け、教師を目指す学生に対する支援を行っている。

そして教職課程の教育理念を共有しながら、教育分野に貢献できる人材の育成を図っている。

目 次

1. 教職課程に関する科目の履修方法	2
経済・社会・流通情報・法学部の教職課程を履修する上で留意すべき点	2
2. 一部の授業科目の開講方法の特例	3
3. 教育実習の目的・実施計画および教員免許状申請	4
4. 教職履修カルテ	7
5. 各免許状別の履修科目・単位早見表	8

1. 教職課程に関する科目の履修方法

(1) 取得できる免許状および免許教科

本学の学生で教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則の定めるところにより教職課程を履修して本学所定の単位を修得し、教育職員の免許状を取得しなければならない。本学の教職課程を履修した各学部・学科の学生が取得可能な免許状の種類および免許教科は次のとおりである。

大 学	経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）
		経 営 学 科	高等学校教諭一種免許状（商業）
	社 会 学 部	社 会 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民、福祉）
		国 際 観 光 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	流 通 情 報 学 部	流 通 情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状（情報）
	法 学 部	ビ ジ ネ ス 法 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
		自 治 行 政 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
		ス ポ ー ツ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	大 学 院	ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科	ス ポ ー ツ 科 学 専 攻

経済・社会・流通情報・法学部の教職課程を履修する上で留意すべき点

教職課程の教育課程（カリキュラム）は、各学部・学科の学士課程のカリキュラムと比較して、必修科目の占める割合が高く、しかも3学年以降にそのかなりの数が配当されています。一方で、経済・社会・流通情報・法学部の教職課程の履修者数からすると、これら4学部の教職課程の授業科目については、必修科目であっても、原則として、龍ヶ崎と新松戸の各キャンパスにそれぞれ1クラスずつを開設するにとどめざるを得ません。

大学では、教職課程の授業時間割を編成するに当たって、教職課程の必修科目の授業時限が各学部・学科の必修科目と重なり合ったり、あるいは教職課程の必修科目同士で授業時限が重なり合ったりしないよう努めています。したがって、ほとんどの教職課程履修者は、カリキュラムにもとづいて各学年ごとに配当される授業科目を、一年次から順次、履修して単位を修得していけば、すべての必修科目を自分の所属キャンパスで履修できるものと思います。しかし、何らかの事情によって、当該年度に履修を要する複数の科目の開設時限が所属キャンパスでは重なり合ってしまう事態が生じることもないとはいえません。こうした場合、自分の所属キャンパスでないキャンパス（他キャンパス）で当該科目のどちらか一方は履修しなければならないというようなこともないわけではありません。

教職課程を履修するに際しては、1学年から配当される必修科目等は、できるだけ早期にこれを履修して単位を修得するようにし、3学年以降の必修科目が円滑に履修できるよう留意してください。

(2) 基礎資格と修得単位数

免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じ、次の表に定めるとおり、基礎資格をそなえ、最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類			免許教科	基礎資格	大学における最低修得単位数						
					教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等					大学が独自に設定する科目
						経済学部	社会学部	流通情報学部	法学部	スポーツ健康科学部	
学部	中学校教諭	一種免許状	社会	学士の学位を有すること	28	27	27	27	27	—	4
			保健体育			—	—	—	—	27	
	高等学校教諭		地理歴史		24	23	—	—	—	—	12
			公民			23	23	23	23	—	
			福祉			—	23	—	—	—	
			商業			23	—	23	—	—	
			情報			—	—	23	—	—	
保健体育	—	—	—	—	23						
大学院	中学校教諭	専修免許状	保健体育	修士の学位を有すること	—	—	—	—	—	—	28
	高等学校教諭		保健体育		—	—	—	—	—	—	36

2. 一部の授業科目の開講方法の特例

「日本史概説Ⅰ・Ⅱ」、「東洋史概説Ⅰ」（経済学科を除く）、「西洋史概説」、「法学概論」、「商業科教育法」、「福祉科教育法」、「情報科教育法」

これらの授業科目は、原則として、科目を履修する者の所属学部・学科および入学年度ごとにあらかじめ定める一定の年度において、その所属するキャンパスでは開講するものとし、その他の年度には、その所属キャンパスでないキャンパス（他キャンパス）で開講するものとする。当該履修者は他キャンパスで開講される授業科目を履修することもできる。

各学部・学科ごとの上記の授業科目の開講予定等は、教職課程ガイダンスで説明する。

3. 教育実習の目的・実施計画および教員免許状申請

(1) 教育実習の目的

教育実習の目的は、既に大学内で学習した教職のための理論的な理解と認識を学校教育の現場において実地実践するなかで、総合的、経験的に教育事象を体得し、その体験のなかで、望ましい自己の教師像を形成し（教師としての認識・自覚・態度を形成することによって教育者精神の把握、教育者として使命観などの自覚）他日、教師活動展開のための素地を育成することを意図するものである。

(2) 教育実習の履修資格

経済・社会・流通情報・法学部

- (a) 教育実習の目的を理解し、将来教員となる強い意欲を持っていること。
- (b) 2学年終了までに卒業に必要な単位のうち最低70単位（1、2年ゼミ修得を含む）を修得していること。
- (c) 卒業学年であること。
- (d) 「教科に関する専門的事項に関する科目」中、5科目以上をすでに修得している者。
- (e) 原則として3学年終了までに「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」と、教育実習・教職実践演習を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を全て修得している者。
- (f) 教育実習事前テストを受験し、教育実習までに60点以上を取ること。

スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学科

- (a) 教育実習の目的を理解し、将来教員となる強い意欲を持っていること。
- (b) 2学年終了までに卒業に必要な単位のうち70単位以上の修得者。
- (c) 原則として3学年終了までに「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」と、教育実習・教職実践演習を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を全て修得している者。
- (d) 3学年終了までに「学校教育現場実習」を履修していることが望ましい。
- (e) 教育実習事前テストを受験し、教育実習までに60点以上を取ること。

スポーツ健康科学部・スポーツコミュニケーション学科

- (a) 教育実習の目的を理解し、将来教員となる強い意欲を持っていること。
- (b) 2学年終了までに卒業に必要な単位のうち70単位以上の修得者。
- (c) 原則として3学年終了までに「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」と、教育実習・教職実践演習を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を全て修得している者。
- (d) 3学年終了までに「学校教育現場実習」の単位を修得していること。
- (e) 教育実習事前テストを受験し、教育実習までに60点以上を取ること。

(3) 教育実習履修希望者年次別日程および教員免許状申請日程

1 学年

4月上旬

教職ガイダンス（教職履修カルテの説明）

9月中旬

教育実習事前テスト

3月下旬

教職ガイダンス、教育実習事前テスト

2 学年

9 月中旬

教育実習事前テスト

3 月下旬

教職ガイダンス（4 学年担当「教育実習」履修希望者に対し、「教育実習受講申込書」を渡す）

教育実習事前テスト

「麻疹（はしか）抗体検査結果報告書」の配布

麻疹（はしか）の抗体がないと教育実習を実施することができない為、教育実習希望者は医療機関等で抗体検査を実施し、その結果を証明する書類を教務課に提出すること。麻疹（はしか）の抗体のないものは、医療機関でワクチン接種を実施し、医療機関発行の領収書（写し等）を同じく教務課に提出すること。

3 学年

4 月～5 月

教育実習校へ受入れの確認を各自行う。

5 月下旬

教職ガイダンスで配布した書類を大学側に提出し、それを受けて実習校の調整をする。

6 月下旬～10 月上旬

受入承諾書を受理し、実習校を決定する。

9 月中旬

教育実習事前テスト

9 月下旬以降（秋学期）

教育実習（事前指導）を履修。

3 月下旬

教職ガイダンス、教育実習事前テスト

4 学年

4 月～5 月

「教育実習」を履修。初講時まで、各自教育実習日誌を丸善ブックセンターにて購入する。

なお、「教育実習」を実施する経済・社会・流通情報・法学部生は保険（年間210円）に加入すること。

6 月～

「教育実習」実施。

9 月下旬以降（秋学期）

「教職実践演習」を履修。

11 月上旬

教育実習履修終了者に対して「教員免許状申請手続の説明会」を行い、「教育職員免許状授与願申請」について説明する。申請時に必要な書類は次のとおりである。

（ア）教育職員免許状授与願（所定様式）

（イ）身分証明書（本籍地市町村から）

（ウ）登記されていないことの証明書（登記事項証明書）（東京法務局他、地方法務局による証明）

（エ）履歴書（所定様式）

（オ）宣誓書（所定様式）

（カ）介護等体験証明書（該当者のみ）

（ア）、（エ）、（オ）については、教務課において配布する。

また、1 教科につき、3,400 円分の茨城県収入証紙が必要となる。

11 月下旬～12 月上旬

上記の書類を教務課に提出する。

3 月20日

「教育職員免許状」を授与する（卒業式当日）

(4) 介護等体験履修希望者年次別日程（中学校教諭免許状取得希望者は必修）

2 学年

3 月下旬

教職ガイダンス（3 学年で「介護等体験」（7 日間の介護等の体験を特別支援学校及び社会福祉施設で行う）実習希望者に対し、「介護等体験申込書」を渡す）

3 学年

4 月上旬

「介護入門」を履修。初講時まで社会福祉施設（5 日間）及び特別支援学校（2 日間）の申込書を大学側に提出する。

社会福祉施設での実習費用は茨城県内8,000円・千葉県内7,500円、特別支援学校は無料

（この他に要介護者に対する感染を予防するため、赤痢・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・O-157等の細菌検査（有料）を義務化）

なお、経済・社会・流通情報・法学部所属の介護等体験実施希望者は、保険（年間210円）に加入すること。ただし、スポーツ健康科学部生は、入学手続き時に学費と共に学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）に一括加入する。

8 月上旬～9 月中旬

社会福祉施設で介護等体験

10 月中旬～2 月中旬

特別支援学校で介護等体験

(5) 学校教育現場実習履修希望者年次別日程（スポーツコミュニケーション学科は必修）

1 学年

3 月下旬

教職ガイダンス（2 学年で「学校教育現場実習」希望者に対し、「学校教育現場実習申込書」を渡す）

2 学年

4 月上旬

「学校教育現場実習」を履修。

4 月中旬

教職ガイダンスで配布した書類を大学側に提出し、それを受けて実習校の調整をする。

4 月下旬

受入承諾書を受理し、実習校を決定する。

5 月上旬～9 月中旬

龍ヶ崎市内の小学校・中学校で学校教育現場実習

4. 教職履修カルテ

(1) 教職履修カルテとは

教員免許を取得しようとする学生は、教職課程の科目履修を始めるときから、各学期や年度の終了時、そして「教職実践演習」の授業を受けるまでの間、各自で『教職履修カルテ』を作成しなければならない。

『教職履修カルテ』とは、各学生がこれからの大学生活で教員免許の取得を目指していくうえで、どのような授業科目を履修し、何を学んできたのかを各自で把握し、4学年秋学期に履修予定の「教職実践演習」において、教職課程の総まとめをするために必要となるものである。

『教職履修カルテ』は、自分自身が教職課程の中で何を学んだのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりにしてもらうためのものである。また、科目の履修のみならず、教員免許取得のための様々な活動内容も記録していくことによって、その道筋を明確なものとし、より高い意識で教員を目指していくための手助けとなるものである。

(2) 教職履修カルテの内容とその作成・保存

『教職履修カルテ』の内容とその作成・保存の仕方等の詳細については、春学期開始直後の『RKU WEEK』期間中に実施する1学年を対象とする「教職ガイダンス」で説明するので、その作成・保存はこの説明にしたがって行うこと。

教職履修カルテは、「Ring」のトップページ上の「履修」をクリックして「教職履修カルテ」に進み、そのプルダウンメニューである「取得予定教員免許状申請」および「自己評価シート入力」内に置かれているフォームを使って、電子データとして作成する。

1) 「取得予定教員免許状申請」

教職課程の履修を始めるに当たって、かならず入力し、「登録」を行わなければならない。必要な箇所を漏れなく記入すること。特に教員免許の取得を希望する理由を明確に記入すること。なお、教職課程の履修をとりやめる場合は、教務課に口頭で申し出ること。

2) 「自己評価シート入力」

- ① 「必要な資質能力についての自己評価」および「教職を目指す上で課題と考えている事項」を、各学年の年度終了時に入力・記入すること。
- ② 「教職に関する科目の振り返り」に、各学期・年度に履修した教職に関する科目について、その科目で学んだことと課題などを、その学期・年度の終了時に記入すること。
- ③ 「介護等体験」、「外部体験」、「教育実習」および「教職実践演習」に、各々の成果や課題などを、それぞれの終了時に記入すること。
- ④ 「教育実習事前テスト実施記録」に、受験データを入力すること。
- ⑤ 「誓約書」は、教育実習担当教員から指示があり次第、印刷した上で、作成して提出すること。
- ⑥ 「講話記録票」は、教員の指示にしたがって使用すること。

(3) 教職履修カルテの管理・確認

学生が各自で入力・作成した『教職履修カルテ』は、教務課が管理し、「教職実践演習」担当教員その他の教職課程を担当する教員が適宜、その内容を確認する。

(4) 教職履修カルテと教員免許状の申請

『教職履修カルテ』は、より高い意識で教員を目指していくための手助けとなるものとして導入するものであるが、記録状態が極めて劣悪な場合や、教員を志す者として不適格であると判断した場合は、教員免許状の申請に至らないこともある。

※不明な点などは、教務課または「教職実践演習」担当教員に相談すること。

5. 各免許状別の履修科目・単位早見表

学部

学科 免許教科	経済	経営	社会	国際観光	流通情報	ビジネス 法	自治行政	スポーツ 健康科	スポーツ コミュニ ケーション
中学校一種 社会	9頁	—	13頁	16頁	—	19頁	21頁	—	—
中学校一種 保健体育	—	—	—	—	—	—	—	23頁	25頁
高等学校一種 地理歴史	10頁	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校一種 公民	11頁	—	14頁	17頁	—	20頁	22頁	—	—
高等学校一種 商業	—	12頁	—	—	—	—	—	—	—
高等学校一種 福祉	—	—	15頁	—	—	—	—	—	—
高等学校一種 情報	—	—	—	—	18頁	—	—	—	—
高等学校一種 保健体育	—	—	—	—	—	—	—	24頁	26頁

大学院

研究科 免許教科	スポーツ健康 科学研究科
中学校専修 保健体育	27頁
高等学校専修 保健体育	27頁

経済学部 経済学科 (2019年度入学生適用)

社会 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項			
教科に関する 専門的 事項に 関する 科目	日本史・外国史	※ 日本史概説Ⅰ (2)	日本経済史Ⅰ (2)	左記開講科目から 必修を含めて28単 位以上修得
		日本史概説Ⅱ (2)	日本経済史Ⅱ (2)	
		※ 東洋史概説Ⅰ (2)	西洋経済史Ⅰ (2)	
		※ 東洋史概説Ⅱ (2)	西洋経済史Ⅱ (2)	
		※ 西洋史概説 (2)		
地理学 (地誌を含む。)	※ 人文地理学概説 (2)	自然地理学Ⅰ (2)		
	※ 自然地理学概説 (2)	自然地理学Ⅱ (2)		
	※ 地誌 (2)	経済地理学Ⅰ (2)		
	人文地理学Ⅰ (2)	経済地理学Ⅱ (2)		
	人文地理学Ⅱ (2)			
「法学、政治学」	※ 法学概論 (2)	労働法Ⅰ (2)		
	憲法Ⅰ (2)	労働法Ⅱ (2)		
	憲法Ⅱ (2)	金融取引法 (2)		
「社会学、経済学」	※ 基礎ミクロ経済学 (2)	ミクロ経済学Ⅰ (2)		
	※ 基礎マクロ経済学 (2)	ミクロ経済学Ⅱ (2)		
	マクロ経済学Ⅰ (2)	日本経済論Ⅰ (2)		
	マクロ経済学Ⅱ (2)	日本経済論Ⅱ (2)		
「哲学、倫理学、宗教学」	※ 哲学Ⅰ (2)	宗教学Ⅱ (2)		
	※ 哲学Ⅱ (2)	社会倫理学Ⅰ (2)		
	宗教学Ⅰ (2)	社会倫理学Ⅱ (2)		
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)	※ 社会科・公民科教育法 (4)	

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数	
大学が独自に 設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位		「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得	
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ 情報リテラシー演習Ⅱ		2 2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説Ⅰ、日本史概説Ⅱ、東洋史概説Ⅰ、東洋史概説Ⅱ、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、法学概論、社会科・地歴科教育法、社会科・公民科教育法、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

経済学部 経済学科 (2019年度入学生適用)

地理歴史 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
教科に関する科目	日本史	※ 日本史概説Ⅰ (2)	日本経済史Ⅰ (2)	左記開講科目から必修を含めて24単位以上修得
		※ 日本史概説Ⅱ (2)	日本経済史Ⅱ (2)	
	外国史	※ 東洋史概説Ⅰ (2)	西洋経済史Ⅰ (2)	
		※ 東洋史概説Ⅱ (2)	西洋経済史Ⅱ (2)	
		※ 西洋史概説 (2)		
人文地理学・自然地理学		※ 人文地理学概説 (2)	自然地理学Ⅰ (2)	
		※ 自然地理学概説 (2)	自然地理学Ⅱ (2)	
		人文地理学Ⅰ (2)	経済地理学Ⅰ (2)	
		人文地理学Ⅱ (2)	経済地理学Ⅱ (2)	
地誌	※ 地誌 (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)		

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得		
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必修	選択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ 情報リテラシー演習Ⅱ		2 2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説Ⅰ、日本史概説Ⅱ、東洋史概説Ⅰ、東洋史概説Ⅱ、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、社会科・地歴科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。なお、高一種免許状を2教科以上取得する場合は、1教科につき12単位ずつ修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修 4年秋学期指導	

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

経済学部 経済学科 (2019年度入学生適用)

公民 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項				
教科 に関する 専門的 事項に 関する 科目	「法学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※ 法学概論 (2)	労働法Ⅰ (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得	
	「社会学、経済学(国際経済を 含む。)」	※ 憲法Ⅰ (2)	労働法Ⅱ (2)		
		※ 憲法Ⅱ (2)	金融取引法 (2)		
※ 基礎ミクロ経済学 (2)		日本経済論Ⅱ (2)			
※ 基礎マクロ経済学 (2)		経済政策論Ⅰ (2)			
※ 国際経済論Ⅰ (2)		経済政策論Ⅱ (2)			
※ 国際経済論Ⅱ (2)		資本主義経済論Ⅰ (2)			
マクロ経済学Ⅰ (2)		資本主義経済論Ⅱ (2)			
マクロ経済学Ⅱ (2)		金融論Ⅰ (2)			
ミクロ経済学Ⅰ (2)		金融論Ⅱ (2)			
ミクロ経済学Ⅱ (2)	統計学概論Ⅰ (2)				
食料・農業経済学Ⅰ (2)	統計学概論Ⅱ (2)				
食料・農業経済学Ⅱ (2)	産業組織論Ⅰ (2)				
日本経済論Ⅰ (2)	産業組織論Ⅱ (2)				
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	※ 哲学Ⅰ (2)	社会倫理学Ⅰ (2)			
	※ 哲学Ⅱ (2)	社会倫理学Ⅱ (2)			
	※ 宗教学Ⅰ (2)	心理学Ⅰ (2)			
※ 宗教学Ⅱ (2)	心理学Ⅱ (2)				
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・公民科教育法 (4)			

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又 は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併せ て12単位以上を修得	
	12				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケー ション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ 情報リテラシー演習Ⅱ		2 2	

注1. 上記科目のうち、法学概論、社会科・公民科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。なお、高一種免許状を2教科以上取得する場合は、1教科につき12単位ずつ修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導 4年事後指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	
教職実践演習 (中・高)	2	必修 4年秋学期指導	

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

経済学部 経営学科 (2019年度入学生適用)

商業 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項				
教科に関する専門的 事項に関する科目	商業の関係科目	商法 (総則・商行為法)	(2)	経営学総論Ⅱ	(2)
		商法 (手形・小切手法)	(2)	企業論Ⅰ	(2)
		流通論Ⅰ	(2)	企業論Ⅱ	(2)
		流通論Ⅱ	(2)	経営財務論Ⅰ	(2)
		流通政策論Ⅰ	(2)	経営財務論Ⅱ	(2)
		流通政策論Ⅱ	(2)	簿記論Ⅰ	(2)
		経営情報論	(2)	簿記論Ⅱ	(2)
		経営情報システム論	(2)	原価計算論Ⅰ	(2)
		マーケティング論Ⅰ	(2)	原価計算論Ⅱ	(2)
		マーケティング論Ⅱ	(2)	管理会計論Ⅰ	(2)
※ 会計学Ⅰ	(2)	管理会計論Ⅱ	(2)		
※ 会計学Ⅱ	(2)	人的資源管理論Ⅰ	(2)		
経営学総論Ⅰ	(2)	人的資源管理論Ⅱ	(2)		
職業指導	※ キャリアカウンセリング	(2)	※ 職業選択論	(2)	
各教科の指導法に関する科目		※ 商業科教育法	(4)		

左記開講科目から
必修を含めて24単
位以上修得

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は 最低修得単位を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併 せて12単位以上を修得		
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ 情報リテラシー演習Ⅱ		2 2	

- 注1. 上記科目のうち、商業科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。
 注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。
 注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

- 注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

社会学部 社会学科 (2019年度入学生適用)

社会 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)				所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項					
教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	日本史・外国史	※ 日本史概説Ⅰ (2)	歴史学入門 (日本史)Ⅰ (2)	※ 東洋史概説Ⅰ (2)	歴史学入門 (東洋史)Ⅱ (2)	左記開講科目から 必修を含めて28単 位以上修得
		※ 西洋史概説 (2)	イスラム学Ⅰ (2)		イスラム学Ⅱ (2)	
	地理学 (地誌を含む。)	※ 人文地理学概説 (2)	人文地理学Ⅰ (2)	※ 自然地理学概説 (2)	人文地理学Ⅱ (2)	
		※ 地誌 (2)	自然地理学Ⅰ (2)		自然地理学Ⅱ (2)	
	「法学、政治学」	※ 法学概論 (2)	政治学Ⅰ (2)		政治学Ⅱ (2)	
	「社会学、経済学」	※ 方法論概説 (2)	家族社会学 (2)	※ 社会学概論 (2)	社会システム論 (2)	
		経済社会学 (2)	計量社会学 (2)	産業・労働社会学 (2)	社会統計学 (2)	
		社会階層論 (2)				
	「哲学、倫理学、宗教学」	※ 哲学Ⅰ (2)	宗教学Ⅱ (2)	※ 哲学Ⅱ (2)	社会倫理学Ⅰ (2)	
		宗教学Ⅰ (2)	社会倫理学Ⅱ (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)	※ 社会科・公民科教育法 (4)			

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ		2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説Ⅰ、東洋史概説Ⅰ、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、法学概論、社会科・地歴科教育法、社会科・公民科教育法、介護入門は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

社会学部 社会学科 (2019年度入学生適用)

公民 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項			
教科に関する 科目 に関する 専門的 事項に	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	※ 法学概論 (2)	政治学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得
	「社会学、経済学 (国際経済を 含む。)」	※ 方法論概説 (2) ※ 社会学概論 (2) 教育社会学 (2) 計量社会学 (2) 社会統計学 (2) 家族社会学 (2)	経済社会学 (2) 産業・労働社会学 (2) 社会階層論 (2) 社会システム論 (2) 地域づくりの社会学 (2)	
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	※ 哲学Ⅰ (2) ※ 哲学Ⅱ (2) 宗教学Ⅰ (2) 宗教学Ⅱ (2) 社会倫理学Ⅰ (2) 社会倫理学Ⅱ (2)	※ 心理学概論Ⅰ (2) ※ 心理学概論Ⅱ (2) 対人関係論 (2) 社会心理学 (2) 産業組織心理学 (2)	
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・公民科教育法 (4)		

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位	道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又 は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併せ て12単位以上を修得	
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ		2	

注1. 上記科目のうち、法学概論、社会科・公民科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。なお、高一種免許状を2教科以上取得する場合は、1教科につき12単位ずつ修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所 要 単 位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修 4年秋学期指導	

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

社会学部 社会学科 (2019年度入学生適用)

福祉 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
教科に関する専門的事項に関する科目	社会福祉学(職業指導を含む。)	※ 社会福祉原論Ⅰ (2)	社会福祉原論Ⅱ (2)	左記開講科目から必修を含めて24単元以上修得
		※ 社会福祉原論Ⅱ (2)	社会福祉原論Ⅰ (2)	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	※ 老人福祉論 (2)	地域福祉論Ⅰ (2)	
		※ 児童・家庭福祉論 (2)	地域福祉論Ⅱ (2)	
		※ 障害者福祉論 (2)		
	社会福祉援助技術	※ 社会福祉援助技術論(基礎理論)Ⅰ (2)	相談援助演習Ⅰ (2)	
		※ 社会福祉援助技術論(基礎理論)Ⅱ (2)	相談援助演習Ⅱ (2)	
介護理論・介護技術	※ 社会福祉援助技術論(実践応用)Ⅰ (2)	相談援助演習Ⅲ (1)		
	※ 社会福祉援助技術論(実践応用)Ⅱ (2)			
介護理論・介護技術	※ 介護福祉論 (2)	保健医療 (2)		
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	※ 相談援助実習 (4)			
	※ 相談援助実習指導 (3)			
	※ 社会調査実習 (4)			
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	※ 医学一般 (2)			
加齢に関する理解・障害に関する理解	※ 介護概論 (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 福祉科教育法 (4)		

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位数以上を修得	
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必修	選択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ		2	

注1. 上記科目のうち、福祉科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位数以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位数を修得すること。なお、高一種免許状を2教科以上取得する場合は、1教科につき12単位数ずつ修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

社会学部 国際観光学科 (2019年度入学生適用)

社会 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)				所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項					
教科に関する専門的 事項に関する科目	日本史・外国史	※ 日本史概説Ⅰ (2)	歴史学入門 (日本史)Ⅱ (2)	※ 東洋史概説Ⅰ (2)	歴史学入門 (東洋史)Ⅰ (2)	左記開講科目から 必修を含めて28単 位以上修得
		※ 西洋史概説 (2)	歴史学入門 (西洋史)Ⅱ (2)			
	地理学 (地誌を含む。)	※ 人文地理学概説 (2)	自然地理学Ⅰ (2)	※ 自然地理学概説 (2)	自然地理学Ⅱ (2)	
		※ 地誌 (2)	観光地理 (国内・基礎) (2)	※ 人文地理学Ⅰ (2)	観光地理 (国内・発展) (2)	
		※ 人文地理学Ⅱ (2)	観光地理学 (2)			
	「法律学、政治学」	※ 法学Ⅰ (2)	観光の法と政策 (2)	※ 法学Ⅱ (2)	地域起こし政策論 (2)	
	「社会学、経済学」	※ 社会学概論 (2)	文化と観光 (2)	※ 社会学概論 (2)	観光行動論 (2)	
		※ 地域社会学 (2)	グローバル化と文化 (2)	※ 観光社会学 (2)		
	「哲学、倫理学、宗教学」	※ 哲学Ⅰ (2)	宗教学Ⅱ (2)	※ 哲学Ⅱ (2)	社会倫理学Ⅰ (2)	
		※ 宗教学Ⅰ (2)	社会倫理学Ⅱ (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)	※ 社会科・公民科教育法 (4)			

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必修	選択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ		2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説Ⅰ、東洋史概説Ⅰ、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、社会科・地歴科教育法、社会科・公民科教育法、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

社会学部 国際観光学科 (2019年度入学生適用)

公民 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

科目区分	施行規則に定める科目区分等 各科目に含めることが 必要な事項	本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
教科に関する科目	「法学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	※ 法学Ⅰ (2)	観光の法と政策 (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得
	「社会学、経済学 (国際経済を 含む。)」	※ 法学Ⅱ (2)	地域起こし政策論 (2)	
		※ 社会学概論 (2)	観光社会学 (2)	
開発社会学 (2)		文化と観光 (2)		
グローバル化と文化 (2)		観光行動論 (2)		
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	※ 社会学概論 (2)	空間観光論 (2)		
	※ 哲学Ⅰ (2)	国際社会学 (2)		
	※ 哲学Ⅱ (2)	※ 社会倫理学Ⅱ (2)		
	※ 宗教学Ⅰ (2)	※ 心理学概論Ⅰ (2)		
	※ 宗教学Ⅱ (2)	※ 心理学概論Ⅱ (2)		
※ 社会倫理学Ⅰ (2)	対人関係論 (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・公民科教育法 (4)		

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)	所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又 は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併せ て12単位以上を修得	
	12			
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ	1 1	
外国語コミュニケー ション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ	1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ	2	

注1. 上記科目のうち、社会科・公民科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

情報 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位 合計
教科に 関する 専門 的 事項 に 関 する 科 目	情報社会・情報倫理	※ 情報化社会論 (2)	※ 情報倫理 (2)	左記開講科目 から必修を含 めて24単位以 上修得
	コンピュータ・情報処理 (実習 を含む。)	情報リテラシー演習 I (2) 情報リテラシー演習 II (2) ソフトウェア設計論 (2)	※ プログラミング基礎 I (2) ※ プログラミング基礎 II (2)	
	情報システム (実習を含む。)	※ データベース論 (2) 情報学概論 I (2) 情報学概論 II (2) ※ 情報応用システム論 (2)	情報システム実践講座 (2) OR基礎論 (2) データサイエンス・演習 (2)	
	情報通信ネットワーク (実習を 含む。)	※ 通信・ネットワーク概論 (2) ※ WEBプログラミング演習 I (2)	情報通信事業論 (2)	
	マルチメディア表現・マルチメ ディア技術 (実習を含む。)	※ WEBデザイン演習 (2) ※ マルチメディア・コンテンツ (2)	WEBプログラミング演習 II (2)	
	情報と職業	※ 情報と職業 (2)		
	各教科の指導法に関する科目	※ 情報科教育法 (4)		

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又 は最低修得単位を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併せ て12単位以上を修得		
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法 I 憲法 II	2 2		
体育	2	選択スポーツトレーニング実技 I 選択スポーツトレーニング実技 II	1 1		
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級 I Comprehensive English初級 II English Communication初級 I English Communication初級 II	1 1 1 1		
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習 I 情報リテラシー演習 II	2 2		

注1. 上記科目のうち、情報と職業、情報科教育法は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」につ
いて、併せて12単位以上を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な
単位には含まれない。

法学部 ビジネス法学科 (2019年度入学生適用)

社会 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項			
教科に関する専門的 事項に関する科目	日本史・外国史	※ 日本史概説 I (2)	法制史 II (2)	左記開講科目から 必修を含めて28単 位以上修得
		※ 東洋史概説 I (2)	法と文化 (アジア) I (2)	
		※ 西洋史概説 (2)	法と文化 (アジア) II (2)	
		法制史 I (2)	歴史学入門 (西洋史) I (2)	
	地理学 (地誌を含む。)	※ 人文地理学概説 (2)	人文地理学 I (2)	
	※ 自然地理学概説 (2)	人文地理学 II (2)		
	※ 地誌 (2)	自然地理学 I (2)		
		自然地理学 II (2)		
「法学、政治学」	※ 市民と法 I (2)	※ 刑法 (総論) II (2)		
	※ 市民と法 II (2)	※ 商法 (会社法) I (2)		
	※ 憲法 I (2)	※ 商法 (会社法) II (2)		
	※ 憲法 II (2)	経済法 I (2)		
	※ 民法1 (総則) (2)	経済法 II (2)		
	※ 民法2 (物権) (2)	※ 裁判法概論 (2)		
	民法4 (債権総論) (2)	※ 民事手続法 (2)		
	※ 民法3 (債権各論) I (2)	※ 刑事手続法 I (2)		
	※ 民法3 (債権各論) II (2)	※ 刑事手続法 II (2)		
	※ 刑法 (総論) I (2)			
「社会学、経済学」	※ 経済学 I (2)	労働経済論 II (2)		
	※ 経済学 II (2)	財政学 I (2)		
	労働経済論 I (2)	財政学 II (2)		
「哲学、倫理学、宗教学」	※ 哲学 I (2)	宗教学 II (2)		
	※ 哲学 II (2)	社会倫理学 I (2)		
	宗教学 I (2)	社会倫理学 II (2)		
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)	※ 社会科・公民科教育法 (4)	

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必修	選択
日本国憲法	2	憲法 I 憲法 II		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技 I 選択スポーツトレーニング実技 II		1 1	
外国語コミュニケー ション	2	Comprehensive English初級 I Comprehensive English初級 II English Communication初級 I English Communication初級 II		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習 I 情報リテラシー演習 II		2 2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説 I、東洋史概説 I、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、社会科・地歴科教育法、社会科・公民科教育法、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

法学部 ビジネス法学科 (2019年度入学生適用)

公民 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
教科に関する専門的事項に関する科目	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	※ 国際法 I (2)	※ 刑法 (総論) I (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得
		※ 国際法 II (2)	※ 刑法 (総論) II (2)	
		※ 市民と法 I (2)	※ 商法 (会社法) I (2)	
		※ 市民と法 II (2)	※ 商法 (会社法) II (2)	
		※ 憲法 I (2)	※ 裁判法概論 (2)	
		※ 憲法 II (2)	※ 民事手続法 (2)	
		※ 民法1 (総則) (2)	※ 刑事手続法 I (2)	
		※ 民法2 (物権) (2)	※ 刑事手続法 II (2)	
		※ 民法4 (債権総論) (2)	※ 消費者法 (2)	
		※ 民法3 (債権各論) I (2)	※ 経済法 I (2)	
※ 民法3 (債権各論) II (2)	※ 経済法 II (2)			
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	※ 経済学 I (2)	※ 労働経済論 II (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得	
	※ 経済学 II (2)	※ 財政学 I (2)		
	※ 労働経済論 I (2)	※ 財政学 II (2)		
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	※ 哲学 I (2)	※ 社会倫理学 II (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得	
	※ 哲学 II (2)	※ 心理学 I (2)		
	※ 宗教学 I (2)	※ 心理学 II (2)		
	※ 宗教学 II (2)	※ 対人関係論 (2)		
	※ 社会倫理学 I (2)	※ 社会心理学 (2)		
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・公民科教育法 (4)		

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得	
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必修	選択
日本国憲法	2	憲法 I 憲法 II		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技 I 選択スポーツトレーニング実技 II		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級 I Comprehensive English初級 II English Communication初級 I English Communication初級 II		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習 I 情報リテラシー演習 II		2 2	

注1. 上記科目のうち、社会科・公民科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修 4年秋学期指導	

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

法学部 自治行政学科 (2019年度入学生適用)

社会 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)				所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが必要な事項					
教科に関する専門的事項に関する科目	日本史・外国史	※ 日本史概説 I (2)	日本政治論 I (2)	※ 東洋史概説 I (2)	日本政治論 II (2)	左記開講科目から必修を含めて28単位以上修得
		※ 西洋史概説 (2)	法と文化 (欧米) I (2)		法と文化 (欧米) II (2)	
	地理学 (地誌を含む。)	※ 人文地理学概説 (2)	人文地理学 I (2)	※ 自然地理学概説 (2)	人文地理学 II (2)	
		※ 地誌 (2)	自然地理学 I (2)		自然地理学 II (2)	
	「法律学、政治学」	※ 政治学 I (2)	行政学 II (2)	※ 政治学 II (2)	地方自治論 I (2)	
	※ 国家と法 I (2)	地方自治論 II (2)	※ 国家と法 II (2)	行政法 (行政作用法) I (2)		
	※ 刑法 (各論) I (2)	行政法 (行政作用法) II (2)	※ 刑法 (各論) II (2)	行政法 (行政救済法) (2)		
	※ 行政学 I (2)					
「社会学、経済学」	※ 社会学 I (2)	法社会学 (2)	※ 社会学 II (2)	コミュニティ政策論 (2)		
「哲学、倫理学、宗教学」	※ 哲学 I (2)	宗教学 II (2)	※ 哲学 II (2)	社会倫理学 I (2)		
	※ 宗教学 I (2)	社会倫理学 II (2)				
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・地歴科教育法 (4)	※ 社会科・公民科教育法 (4)			

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位		「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得	
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法 I 憲法 II		2 2	
体育	2	選択スポーツトレーニング実技 I 選択スポーツトレーニング実技 II		1 1	
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級 I Comprehensive English初級 II English Communication初級 I English Communication初級 II		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習 I 情報リテラシー演習 II		2 2	

注1. 上記科目のうち、日本史概説 I、東洋史概説 I、西洋史概説、人文地理学概説、自然地理学概説、地誌、社会科・地歴科教育法、社会科・公民科教育法、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

法学部 自治行政学科 (2019年度入学生適用)

公民 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項			
教科に関する専門的 事項に関する科目	「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※ 政治学Ⅰ (2)	行政法(行政作用法)Ⅰ (2)	左記開講科目から 必修を含めて24単 位以上修得
		※ 政治学Ⅱ (2)	行政法(行政作用法)Ⅱ (2)	
		国家と法Ⅰ (2)	行政法(行政救済法) (2)	
	国家と法Ⅱ (2)	行政学Ⅰ (2)		
	地方自治論Ⅰ (2)	行政学Ⅱ (2)		
	地方自治論Ⅱ (2)	国際関係論Ⅰ (2)		
	刑法(各論)Ⅰ (2)	国際関係論Ⅱ (2)		
	刑法(各論)Ⅱ (2)			
	「社会学、経済学(国際経済を 含む。)」	※ 社会学Ⅰ (2)	法社会学 (2)	
		※ 社会学Ⅱ (2)	コミュニティ政策論 (2)	
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	※ 哲学Ⅰ (2)	社会倫理学Ⅱ (2)	
		※ 哲学Ⅱ (2)	心理学Ⅰ (2)	
		宗教学Ⅰ (2)	心理学Ⅱ (2)	
		宗教学Ⅱ (2)	対人関係論 (2)	
		社会倫理学Ⅰ (2)	社会心理学 (2)	
各教科の指導法に関する科目		※ 社会科・公民科教育法 (4)		

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は 最低修得単位を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併 せて12単位以上を修得		
	1 2				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ	2 2		
体育	2	選択スポーツトレーニング実技Ⅰ 選択スポーツトレーニング実技Ⅱ	1 1		
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ Comprehensive English初級Ⅱ English Communication初級Ⅰ English Communication初級Ⅱ	1 1 1 1		
情報機器の操作	2	情報リテラシー演習Ⅰ 情報リテラシー演習Ⅱ	2 2		

注1. 上記科目のうち、社会科・公民科教育法、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論(進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談(カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導
教育実習(高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	4年事後指導
教職実践演習(中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、教育実習事前指導、教育実習(高等学校)、教職実践演習(中・高)は、卒業に必要な単位には含まれない。

スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項				
教科に関する専門的事項に関する科目	体育実技	体づくり運動 (1)	器械運動 (1)		左記開講科目から必修を含めて28単位以上修得
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	※ 陸上競技 (1)	水泳・水中運動 (1)		
		野球・ソフトボール (1)	サッカー (1)		
		ラグビー (1)	アメリカンフットボール (1)		
		テニス (1)	バスケットボール (1)		
		バレーボール (1)	バドミントン (1)		
生理学 (運動生理学を含む。)	※ スポーツ生理学 (2)	スポーツ医学 (2)			
衛生学・公衆衛生学	※ 衛生・公衆衛生学 (運動衛生学を含む) (2)	健康教育学 (2)			
学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	※ スポーツ救急理論・実習 I (2)	※ 精神保健学 (2)			
		※ 学校保健学 (2)			
各教科の指導法に関する科目		※ 保健体育科教育法 I (2)	※ スポーツ教材研究 II (1)		
		※ 保健体育科教育法 II (2)	※ スポーツ教材研究 III (1)		
		※ スポーツ教材研究 I (1)	※ スポーツ教材研究 IV (1)		

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
大学が独自に設定する科目	単位数	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
	4				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目		単位数	
科目区分	単位数	授 業 科 目		必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法 I		2	
体 育	2	体づくり運動 ○ 陸上競技 野球・ソフトボール ラグビー テニス バレーボール 卓球 剣道	器械運動 水泳・水中運動 サッカー アメリカンフットボール バスケットボール バドミントン 柔道 ダンス		左記の科目から2単位修得
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級 I Comprehensive English初級 II English Communication初級 I English Communication初級 II		1 1 1 1	
情報機器の操作	2	情報基礎 I		2	

注1. 上記科目のうち、スポーツ教材研究 I・II・III・IV、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。(○印は、必修)

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2	必修10単位	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	
教育実習 (中学校)	4	中学校免許5単位必修	3年事前指導 4年事後指導
教職実践演習 (中・高)	2	必修 4年秋学期指導	

注1. 上記科目のうち、教師論、特別な支援を要する生徒の理解、教育課程論、特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)、教育相談 (カウンセリングを含む)、教育方法学、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項				
教科に関する専門的 事項に関する科目	体育実技	※ 体づくり運動 (1)	器械運動 (1)		左記開講科目から必修を含めて24単位以上修得
	「体育原理、体育心理学、体育 経営管理学、体育社会学、体育 史」・運動学 (運動方法学を含む。)	陸上競技 (1)	水泳・水中運動 (1)		
		野球・ソフトボール (1)	サッカー (1)		
		ラグビー (1)	アメリカンフットボール (1)		
		テニス (1)	バスケットボール (1)		
生理学 (運動生理学を含む。)	※ スポーツ生理学 (2)	スポーツ医学 (2)	1科目 選択必修		
衛生学・公衆衛生学	※ 衛生・公衆衛生学 (運動衛生学を含む)	(2)	健康教育学 (2)		
学校保健 (小児保健、精神保健、 学校安全及び救急処置を含む。)	※ スポーツ救急理論・実習Ⅰ (2)	※ 精神保健学 (2)			
		※ 安全教育 (学校安全を含む) (2)	※ 学校保健学 (2)		
各教科の指導法に関する科目		※ 保健体育科教育法Ⅰ (2)	※ スポーツ教材研究Ⅱ (1)		
		※ 保健体育科教育法Ⅱ (2)	※ スポーツ教材研究Ⅲ (1)		
		※ スポーツ教材研究Ⅰ (1)	※ スポーツ教材研究Ⅳ (1)		

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位数合計			
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得				
	1 2						
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目							
免許法施行規則に定める科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目					
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数			
				必 修	選 択		
日本国憲法	2	憲法Ⅰ		2			
体育	2	○ 体づくり運動	器械運動	左記の科目から2単位修得			
		陸上競技	水泳・水中運動				
		野球・ソフトボール	サッカー				
		ラグビー	アメリカンフットボール				
		テニス	バスケットボール				
		バレーボール	バドミントン				
		卓球	柔道				
		剣道	ダンス				
外国語コミュニケーション	2	Comprehensive English初級Ⅰ				1	
		Comprehensive English初級Ⅱ				1	
		English Communication初級Ⅰ		1			
		English Communication初級Ⅱ		1			
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ		2			

- 注1. 上記科目のうち、スポーツ教材研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、教育史、道徳教育論は、卒業に必要な単位には含まれない。
 注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。
 注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。(○印は、必修)

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位数	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修	3年事前指導 4年事後指導
教育実習 (高等学校)	2	高等学校免許3単位必修	
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

- 注1. 上記科目のうち、教師論、特別な支援を要する生徒の理解、教育課程論、特別活動及び総合的な学習の時間の指導法、生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)、教育相談 (カウンセリングを含む)、教育方法学、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

スポーツ健康科学部 スポーツコミュニケーション学科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (中学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)	所要単位数合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項			
教科に関する 専門的 事項に 関する 科目	体育実技	※ 体づくり運動 (1) ※ 器械運動 (1) ※ 陸上競技 (1) ※ 水泳・水中運動 (1) ※ 野球・ソフトボール (1) ※ ダンス (1) バスケットボール (1) サッカー (1) バレーボール (1) テニス (1) 柔道 (1) 剣道 (1)	1科目 選択必修	左記開講科目から必修 を含めて28 単位以上修得
	「体育原理、体育心理学、体育 経営管理学、体育社会学、体育 史」・運動学 (運動方法学を含む。)	※ スポーツ社会学 (2) ※ スポーツ運動学 (2) ※ スポーツ心理学 (2) ※ スポーツ政策論 (2) ※ スポーツ哲学 (2) ※ スポーツ史 (2) ※ スポーツマネジメント概論 (2) ※ スポーツ教育学 (2) ※ コーチング概論 (2) ※ スポーツ情報・メディア概論 (2) ※ メンタルトレーニング論 (2)		
	生理学 (運動生理学を含む。)	※ スポーツ生理学 (2) 機能解剖学Ⅰ (2) ※ スポーツ医学 (2) スポーツバイオメカニクス (2)		
	衛生学・公衆衛生学	※ 衛生・公衆衛生学 (運動衛生学を含む) (2) 健康教育学 (2)		
	学校保健 (小児保健、精神保健、 学校安全及び救急処置を含む。)	※ スポーツ救急理論・実習Ⅰ (2) ※ 精神保健学 (2) ※ 安全教育 (学校安全を含む) (2) ※ 学校保健学 (2)		
	各教科の指導法に関する科目	※ 保健体育科教育法Ⅰ (2) ※ 体育授業理論実習Ⅰ (2) ※ 保健体育科教育法Ⅱ (2) ※ 体育授業理論実習Ⅱ (2) ※ 体育授業理論実習Ⅲ (2)		

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)	所要単位数合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数			
	4	※ 介護入門 2単位 教育史 2単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目のほか、 同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した 「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4 単位以上を修得	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目		
科目区分	単位数	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2	
体育	2	ラグビー アメリカンフットボール	1 1	
外国語コミュニケーション	2	実践コミュニケーション英語 スポーツ関連英語		左記科目の 内、1科目を 選択
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ	2	

注1. 上記科目のうち、体育授業理論実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、介護入門、教育史は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の必修科目のほか、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
道徳教育論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修 } 中学校免許5単位	3年事前指導 4年事後指導
教育実習 (中学校)	3		
学校教育現場実習	1		
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、学校教育現場実習、教育実習事前指導、教育実習 (中学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

スポーツ健康科学部 スポーツコミュニケーション学科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (高等学校教諭一種免許状)

(教科及び教科の指導法に関する科目)

施行規則に定める科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位合計	
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項				
教科に関する 専門的 事項に 関する 科目	体育実技	※ 体づくり運動 (1)	※ 器械運動 (1)	1科目 選択必修	左記開講科目から必修 を含めて24 単位以上修得
		※ 陸上競技 (1)	※ 水泳・水中運動 (1)		
		※ 野球・ソフトボール (1)	※ ダンス (1)		
		バスケットボール (1)	サッカー (1)		
	バレーボール (1)	テニス (1)	1科目 選択必修		
	柔道 (1)	剣道 (1)	1科目 選択必修		
	「体育原理、体育心理学、体育 経営管理学、体育社会学、体育 史」・運動学 (運動方法学を含む。)	※ スポーツ社会学 (2)	※ スポーツ運動学 (2)		
生理学 (運動生理学を含む。)	※ スポーツ心理学 (2)	※ スポーツ政策論 (2)			
衛生学・公衆衛生学	※ スポーツ哲学 (2)	※ スポーツ史 (2)			
学校保健 (小児保健、精神保健、 学校安全及び救急処置を含む。)	※ スポーツマネジメント概論 (2)	※ スポーツ教育学 (2)			
	※ コーチング概論 (2)	※ スポーツ情報・メディア概論 (2)			
	※ メンタルトレーニング論 (2)				
	※ スポーツ生理学 (2)	機能解剖学Ⅰ (2)			
	※ スポーツ医学 (2)	スポーツバイオメカニクス (2)			
	※ 衛生・公衆衛生学 (運動衛 生学を含む)	健康教育学 (2)			
	※ スポーツ救急理論・実習Ⅰ (2)	※ 精神保健学 (2)			
	※ 安全教育 (学校安全を含む)	※ 学校保健学 (2)			
各教科の指導法に関する科目	※ 保健体育科教育法Ⅰ (2)	※ 体育授業理論実習Ⅰ (2)			
	※ 保健体育科教育法Ⅱ (2)	※ 体育授業理論実習Ⅱ (2)			
		※ 体育授業理論実習Ⅲ (2)			

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名 および単位数 (※印必修)		所要単位合計	
大学が独自に 設定する科目	単位数	教育史 2単位 道徳教育論 2単位		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は 最低修得単位を超えて履修した「教科及び 教科の指導法に関する科目」について、併せ て12単位以上を修得	
	12				
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目					
免許法施行規則に定める 科目区分および単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	授 業 科 目		単 位 数	
				必 修	選 択
日本国憲法	2	憲法Ⅰ		2	
体育	2	ラグビー アメリカンフットボール		1 1	
外国語コミュニケーション	2	実践コミュニケーション英語 スポーツ関連英語			左記科目の 内、1科目を 選択
情報機器の操作	2	情報基礎Ⅰ		2	

注1. 上記科目のうち、体育授業理論実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教育史、道徳教育論は、卒業に必要な単位には含まれない。

注2. 上記の「大学が独自に設定する科目」は、同科目の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること。中一種・高一種免許状を1教科ずつ取得する場合は、中一種免許状で4単位、高一種免許状で12単位を修得すること。

注3. 上記の「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の授業科目を履修しなければならない。

(教育の基礎的理解に関する科目等)

科 目 名	所要単位	備 考	
教育原理	2	必修12単位	
教師論	2		
教育社会学概論	2		
教育心理学	2		
特別な支援を要する生徒の理解	2		
教育課程論	2		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	必修8単位	
教育方法学	2		
生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む)	2		
教育相談 (カウンセリングを含む)	2		
教育実習事前指導	1	必修 } 高等学校免許3単位	3年事前指導 4年事後指導
教育実習 (高等学校)	1		
学校教育現場実習	1		
教職実践演習 (中・高)	2	必修	4年秋学期指導

注1. 上記科目のうち、特別な支援を要する生徒の理解、学校教育現場実習、教育実習事前指導、教育実習 (高等学校)、教職実践演習 (中・高) は、卒業に必要な単位には含まれない。

大学院 スポーツ健康科学研究科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (中学校教諭専修免許状)

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名および単位数				所要単位数合計
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	単位数	スポーツプロモーション論特講	(2)	障害者スポーツ論特講	(2)	「大学が独自に設定する科目」より28単位以上を修得
	28	スポーツプロモーション演習Ⅰ	(1)	スポーツ組織・運営論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅱ	(1)	スポーツ情報・戦略論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅲ	(1)	スポーツコーチング論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅳ	(1)	運動質論特講	(2)	
		研究方法演習Ⅰ	(2)	スポーツ技術論特講	(2)	
		研究方法演習Ⅱ	(2)	スポーツ戦術論特講	(2)	
		スポーツ文化論特講	(2)	スポーツ体力論特講	(2)	
		健康社会論特講	(2)	スポーツ心理論特講	(2)	
		スポーツマネジメント論特講	(2)	スポーツ栄養論特講	(2)	
		スポーツ行財政論特講	(2)	スポーツ救急教育論特講	(2)	
		スポーツ産業論特講	(2)	スポーツコンディショニング論特講	(2)	
		レクリエーションスポーツ論特講	(2)	アスレティックケア論特講	(2)	
		コミュニケーション論特講	(2)	スポーツ教育論特講	(2)	
		子どもスポーツ論特講	(2)	学校体育論特講	(2)	
中高齢者スポーツ論特講	(2)					

大学院 スポーツ健康科学研究科 (2019年度入学生適用)

保健体育 (高等学校教諭専修免許状)

施行規則に定める 科目区分等		本学における該当開講科目名および単位数				所要単位数合計
大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	単位数	スポーツプロモーション論特講	(2)	障害者スポーツ論特講	(2)	「大学が独自に設定する科目」より36単位以上を修得
	36	スポーツプロモーション演習Ⅰ	(1)	スポーツ組織・運営論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅱ	(1)	スポーツ情報・戦略論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅲ	(1)	スポーツコーチング論特講	(2)	
		スポーツプロモーション演習Ⅳ	(1)	運動質論特講	(2)	
		研究方法演習Ⅰ	(2)	スポーツ技術論特講	(2)	
		研究方法演習Ⅱ	(2)	スポーツ戦術論特講	(2)	
		スポーツ文化論特講	(2)	スポーツ体力論特講	(2)	
		健康社会論特講	(2)	スポーツ心理論特講	(2)	
		スポーツマネジメント論特講	(2)	スポーツ栄養論特講	(2)	
		スポーツ行財政論特講	(2)	スポーツ救急教育論特講	(2)	
		スポーツ産業論特講	(2)	スポーツコンディショニング論特講	(2)	
		レクリエーションスポーツ論特講	(2)	アスレティックケア論特講	(2)	
		コミュニケーション論特講	(2)	スポーツ教育論特講	(2)	
		子どもスポーツ論特講	(2)	学校体育論特講	(2)	
中高齢者スポーツ論特講	(2)					

2019年4月発行

教 職 課 程
履 修 の 手 引 き

流通経済大学

RKU

<http://www.rku.ac.jp/>